



H27集落活性化支援事業助成金について



猿沢地域まちづくり協議会では、「豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す活力ある地域を創る」を理念に掲げ、地域の資源などを活用して、地域の元気づくりと活力を高め、魅力ある猿沢地域の創造を目指しています。

「集落活性化支援事業助成金」は、各集落等で行われる個性豊かな事業を支援することにより、まちづくりの原点ともいえる集落コミュニティの活性化を目的としています。

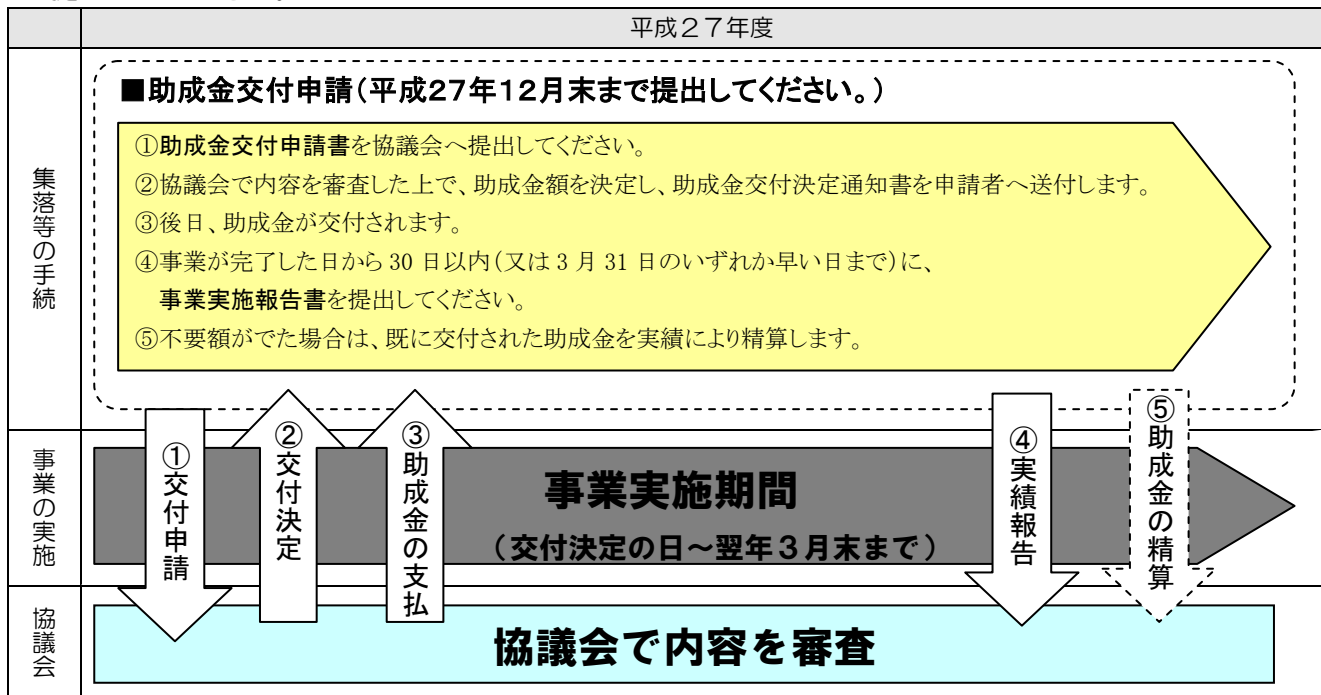
1 助成金の対象となる事業及び金額

集落、集落の連合体、集落内で活動する団体の事業に対し、予算の範囲内で事業内容に応じて助成（一集落何事業でも申請可能、上限4万円まで）します。詳細は、「集落活性化支援事業助成金交付要綱」をご覧ください。

事業区分	助成割合	申請区分（集落単位）	備考
①芸術・文化・スポーツ事業 ②防犯・防災対策事業 ③景観・環境保全事業 ④健康づくり事業 ⑤高齢者福祉事業 ⑥青少年健全育成事業 ⑦子育て支援事業 ⑧産業・観光振興事業 ⑨文化伝承・後継者育成事業 ⑩定住・地域間交流事業 ⑪その他特に協議会が認める事業	事業費の 2/3	一集落当り助成額 4万円（上限） ※事業費6万円以上で 満額助成できます。	◆毎年度、予算の範囲内で補助します。 （平成27年度の予算額は総額36万円） ◆申請者は、 集落区長 としてください。 ◆ <u>申請事業数に限りはありません。</u> ◆ <u>一集落の助成額上限は4万円です。</u> ◆次の経費は 助成の対象外 です。 (1) 事業関係者への報酬・手当等 (2) 事業終了後の慰労会・懇親会等の経費 <u>（スタッフの弁当代、お茶代を除く）</u> (3) 領収書・レシート等により確認できない経費 (4) その他、適切でないと認められる経費

2 助成金の手続に関する流れ

平成26年度に助成金を希望する場合は、交付申請書を作成して、12月末までに、協議会事務局に提出してください。



3 集落活性化支援事業助成金に関する要綱及び様式

申請書等関係書類は、協議会事務局から各集落区長さんへ送付しております。電子データ（Word形式）もございますので、お気軽にお申し出ください。

猿沢地域まちづくり協議会 事務局
 事務所：〒958-0251 村上市岩沢 5611 番地
 村上市朝日支所 地域振興課内
 電話：72-6881 FAX：72-0328